

令和4年度 第2回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年5月

魚沼市農業委員会

令和4年度第2回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 14名 定員 19名
欠席 5名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	
	○	6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
○		8	中澤正規	
○		9	井上昭	
	○	10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
	○	12	大家市衛	
	○	13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
	○	17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		森山玲子	
○		山之内勉	
○		桑原剛史	

令和4年度 第2回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和4年5月25日

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 14 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <div style="text-align: center;"> <u>11 番 葦澤 芳子 委員</u> </div> <div style="text-align: center;"> <u>14 番 櫻井 信夫 委員</u> </div>
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他 閉会宣言 15 時 00 分

令和4年度 第2回魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年度第2回魚沼市農業委員会総会は、令和4年5月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号6番小西正春委員、議席番号10番今井渉委員、議席番号12番大家市衛委員、議席番号13番吉田富美男委員、議席番号17番浅井守雄委員の5名です。出席者数14名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和4年度第2回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時30分）

上村会長

（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告を議題とします。

事務局（松井事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会として、特に報告事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会も報告事項はありません。

第3地区部会会長（中澤正規委員）

第3部会についても、今月の報告事項はありません。

広報部会会長（星美喜雄委員）

本日総会終了後、農業委員会だよりの打合せを行いますので広報部会員は出席をお願いします。

議長（上村会長）

それでは、報告事項それぞれ報告がありました。内容等につきましてご質問ありましたら、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に指名、一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、指名させていただきます。

まず、議席番号11番葦澤芳子委員及び議席番号14番櫻井信夫委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

それでは、議案書の3ページをご覧ください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は2件、5筆、4,036㎡の届出がありました。解約の理由は、農地転用及び第三者に利用権設定となっています。詳細については、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局の説明のとおり事前配付ということでございます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特になさいますので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出については報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

それでは、議案書の5ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は20件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もいますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

整理番号7番は、相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出については報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の7ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転贈与1件です。

整理番号1	申請地	*****	田	284 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	贈与		

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は県外在住であり高齢であるため、この度近接地を耕作する譲受人との贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は一部大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

小岩孝徳委員

整理番号1番ですが、5月23日に現地調査を行ってきました。**さんは現在78歳になりますが、中学生のときに**を離れて、以後**さんに農地の管理をしてもらっていたとのこと。今回本人が高齢のため、土地を手放したい意向があり、贈与に至ったとのこと。現況を見ましたところ、きれいに耕作されており、**さんも今後耕作できるということでしたので、問題ないと思います。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の9ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	233 m ²
	農地区分	第一種農地		
	申請人	*****		
	申請概要	農家住宅敷地の拡張		
	転用目的	農家住宅敷地		
	判断理由	住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの		

申請地は**地内の農地です。申請人は申請地を住宅敷地及び坪庭として利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっています。

議長（上村会長）

議案第2号、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

瀬下公一推進委員

整理番号1番ですが、この件につきましては、5月21日に農業委員の今井涉さんと私で現地確認を一緒にいたしました。利用計画図の3ページでございますけども、**の畑につきましては、見て分かるように母屋が一部、これは57年度に増築したわけでございますけども、食い込んでいたり、またそれに付随して坪庭等が工事されまして、池があったり、ほぼ畑のところは全域坪庭になっております。そんなことで現地を確認しまして、農地法の第4条の許可申請が通ったならば、今現在の畑から宅地に地目を変更したいというようなお願いでございます。以上でございます。

議長（上村会長）

議案第2号につきましては、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるもので、いわゆる非農地証明となります。今月は1件、1筆、1.14㎡です。

整理番号1	申請地	*****	畑	1.14㎡
	新地目	原野		

申請者 *****
非農地の原因 昭和 54 年に道路改良により分筆後、面積狭小・不
整形となり耕作不能となっていたもの

以上の状況から変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 3 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第 3 号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号 1 番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積計画の決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 4 号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の 13 ページ、14 ページをご覧ください。

議案第 4 号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	17 件
	筆数	56 筆
	面積	73, 129. 00 m ²

所有権移転	件数	2 件
	筆数	2 筆
	面積	1, 113. 00 m ²

利用権設定の詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、19 ページをご覧ください。

整理番号 4-1	所有権を移転する農用地	*****	畑	578 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		

所有権移転 売買 対価 **** *円

整理番号4-2 所有権を移転する農用地 **** *畑 535 m²
所有権を移転する者 **** *
所有権の移転を受ける者 **** *
所有権移転 売買 対価 **** *円

整理番号4-1 につきましては利用権設定の17ページ整理番号1-11に所有権の移転を受ける者**** *から**** *への利用権設定がなされております。

通常、農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条において、譲受人が自ら耕作することが要件とされておりますが、同条第3項第2号ただし書きで、農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が当該法人に当該土地について利用権の設定等を行うため、利用権の設定等を受ける場合は、この限りでない。とされていることから、このような取り扱いとされています。

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号農用地利用集積計画の決定について、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（松井事務局長）

- ・令和4年度の年間事業計画の日程等について
- ・一部申請書の受付締切日変更について

事務局（桑原主任）

- ・仮登記農地の現地確認について

議長（上村会長）

本日、提案の報告並びに議案それぞれの事項をスムーズに審議することができました。大変ありがとうございました。

（時刻は15時00分）

上記会議の内容は、令和4年度第2回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

議席番号 番

議席番号 番
